

済生会呉病院照明設備
LED化整備事業仕様書

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部

広島県済生会

令和8年5月21日

本仕様書は、済生会呉病院（以下「当施設」という。）が実施する「済生会呉病院照明設備 LED 化整備事業」において、使用する機器及び施工に関する仕様書、受注者が守るべき必要な事項について記載する。

- 1 事業名
済生会呉病院照明設備 LED 化整備事業
- 2 発注者
社会福祉法人^{思賜財団}済生会支部 広島県済生会
- 3 業務履行期間（予定）
令和 8 年 8 月 1 日～令和 8 年 11 年 30 日 但し、やむを得ず延期の必要がある場合は、発注者と受注者で協議し、延期できるものとする。
- 4 対象施設
広島県呉市三条二丁目 1 番 13 号 済生会呉病院（本館・別館）
- 5 事業内容
 - (1) 事業内容
 - ア 当施設照明等の現況を把握し、経済的で効果的に LED 化するための計画の策定
LED 整備時用の消費電力削減効果の検証
 - イ 当施設照明等の機器調達、取替工事の施工及び撤去機器等の処分
 - (2) 事業の範囲
 - ア 当施設照明等の現状把握
 - イ 当施設照明等の導入に伴う機器の選定業務
 - ウ 当施設照明等の交換に伴う設計、施工計画の策定、機器の調達、工事の施工及び施工監理、その関連業務
 - エ 既存照明等の撤去、リサイクル、廃棄処分業務（安定器を含む）
- 6 照明設備等の仕様
 - (1) 照明設備
 - ア 構造等
 - (ア) LED 照明器具は日本工業規格 JISZ910 を準拠し、一般社団法人日本照明工業会ガイド（高品質照明用 LED 光源における性能要求指針）を準拠すること。
 - (イ) 更新する LED 照明器具については未使用のものとし、管球或いは器具交換、適材適所での提案を認める。
 - (ウ) LED 光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであること、サージ電圧に対する保護回路を有しているか、または対策が施されていること。
 - イ 性能等
 - (ア) 演色性、色温度、照射角度、全光束は既存照明器具と同等を基本とし、「別紙 LED 対象ランプ」を参考とすること。ただし、一部箇所は現在より照度を高めるなど適切化することとし、該当箇所は別紙一覧表の指定条件に記載する。
 - (イ) 光源（LED）の寿命は、40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）の製品とする。
 - (ウ) 現状と同程度の明るさで、消費電力を当該施設全体で 60%以上カットすること。
 - ウ その他
 - (ア) LED の照明器具は品質を保証するため、ISO9001 及び ISO14001 を取得している国内メーカー・国内製造又は、日本製 LED チップを実装しているものとする。
 - (イ) LED 照明器具のメーカー保証期間は 5 年以上とする。
 - (ウ) LED 整備後、計画した LED 削減効果（理論値）から著しく乖離した削減実績となった場合は、その原因を検証し、仕様書要件を満たすよう対策を講じること。
 - (2) 対象施設の既存設備・図面等

ア 更新場所

「本館・別館平面図」、「済生会呉病院プロット図」を参考とする。

ただし、照明器具設置場所が、現地と相違する場合は、発注者と協議のうえ金額増減として、変更契約の対象とする。

イ 更新機器・数量

「電灯図面」及び「済生会呉病院 LED 対象ランプ及び指定条件」を参考とする。

ただし、改修予定数量及び仕様が、現地と相違する場合は、発注者と協議のうえ金額増減として、変更契約の対象とする。

7 工事の仕様

- (1) 契約後、速やかに施工計画（工程表、作業体制、安全管理計画等）について協議し、工事開始 3 週間前には施工計画書を提出すること。
- (2) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者へ報告し、協議すること。
- (3) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- (4) 設置作業にあたっての安全管理については、発注者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- (5) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本工事の範囲内として実施すること。
- (6) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- (7) 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。
- (8) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置き場、荷捌き場、搬出物の仮置き場等の当施設の敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (9) 作業時間帯の決定に当たっては、発注者の指示に従うこと。
- (10) 作業時間は原則下記のとおりとする。
8：30～17：00
※上記以外の時間については事前に協議とする。
※厨房については、20：00～3：00の間に作業すること。
※原則、平日作業とするが病院業務の特殊性を加味し、外来エリア（本館 1 階、2 階部分）、各執務室及び手術室は、夕方以降から夜間又は土・日・祝日作業とする。
※具体的な作業日程は、発注者との事前の協議のうえ決定すること。
- (11) 設置作業中は、他の設備、備品等を損傷又は汚損しないように十分注意すること。設備、備品等を損傷又は汚損した場合は、受託者の責任において復旧すること。また、粉塵の飛散に十分に注意し、必要な養生を行うこと。
- (12) 設置作業終了後は、後片付け及び清掃をし、検査御受け手直し箇所がある場合は、定められた期日内に手直しを完了させること。
- (13) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の廃材は持ち帰り、産業廃棄物として関係法令を遵守し適正に処分すること。また、廃棄物処理費及び撤去運搬費等も見積金額に含めること。
- (14) 電気工事については、必ず有資格者（電気工事士）が行うものとする。
- (15) 結線の切替や必要に応じ安定器の取外しなどの措置を行うとともに、点灯動作を確認すること。
- (16) LED 照明設置等の不点灯や設置後の落下等不測の事態を防止するため、電線類に変形、硬化、ひび割れ、心線露出などがある場合や端子台等の配線部品及び器具取付武に変色・変形・ひび割れ・ガタツキ・破損・ゆるみ等がある場合には、その部分の取替を行うこと。ただし、取替費用は受託者の負担とする。

- (17) 設置後不点灯・ちらつき等の不具合が出た場合、医療機器等に不適當な影響が出た場合、連絡後迅速に対応すること。また、保証期間内については受注者の責任で器具交換を行うこと
- (18) 工事の施工前及び施工後に、点灯試験、照度測定及び分電盤の回路ごとの絶縁測定をそれぞれ実施すること。
- (19) 設置完了後、完成図書等を、発注者に提出すること。
提出書類 ①工事完了届、②完成図書、③工事写真、④設置機器一覧・取扱い説明書
⑤撤去物品、施工時に発生した廃材等については、適法な処分したことが確認できる書類
- (20) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版/国土交通省大臣官房 営繕部監修により補完する。
- (21) 本使用に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。